

日本人がバリ島から帰国するためのフローチャート

2022年9月7日午前0時（日本時間）以降、バリ島を含むインドネシアからの入国者は
日本政府指定ワクチンを3回接種済であれば、出国前72時間以内の**検査陰性証明書が免除**されます。

「MySOS（検疫）」や「Visit Japan Web（検疫・入国審査・税関申告）」で
事前にオンライン登録・申請すると、入国時の手続を簡略化できます。

▼START

日本国籍または入国に必要なビザ等を保持

下記いずれかを保持している必要があります（外国籍のビザなし入国は不可）。

- ・日本国籍（日本のパスポート）
- ・日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、外交の在留資格を取得する者
- ・日本国内に所在する受入責任者が所定の申請を完了した場合
 - 1) 商用・就労等の目的の短期間滞在
 - 2) 観光目的の短期間滞在（旅行代理店等）
 - 3) 長期間の滞在 など

あり

なし

搭乗不可

日本政府指定ワクチン3回接種済の証明書を保持

日本政府が定めた**ワクチンを3回接種**していることが確認できる証明書を保持している場合、検査証明の提出が免除されます。

- ・各国・地域の政府等公的な機関で発行された接種証明書
 - ・氏名、生年月日、ワクチン名またはメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数が記載されたもの
 - ・以下のワクチンのいずれかを3回以上接種
 - ・コミナティ（Comirnaty）筋注／ファイザー（Pfizer） ・スパイクバックス（Spikevax）筋注／モデルナ（Moderna）
 - ・バクスゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca） ・ジェコビデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）
 - ・COVAXIN／バーラト・バイオテック（Bharat Biotech） ・ヌバキソビッド（Nuvaxovid）筋注／ノババックス（Novavax）
- ※1~3回目異なる種類のワクチンを接種した場合も有効

あり

なし

出国前72時間以内の陰性の検査証明を取得

日本政府指定のワクチン3回未満の場合、バリ州内の病院等で
検体採取から搭乗便の出発予定時刻まで72時間以内の
陰性の検査証明を英語または日本語で取得してください（自費）。

- ・有効な検査方法
 - ・核酸増幅検査（NAAT: Nucleic Acid Amplification Test）
 - ・抗原定量検査（Quantitative Antigen Test（CLEIA, ECLIA））
- ・有効な検体
 - ・鼻咽頭ぬぐい液 ・鼻腔ぬぐい液 ・唾液
 - ・鼻咽頭ぬぐい液・咽頭ぬぐい液の混合

陰性

※無症状でも3回以上
陽性が出る場合は
在デンバサル日本国
総領事館に要相談

陽性
(無症状・軽症)再検査
(5日後)陽性
(中等症・重症)再検査
(5日後)

集中隔離施設（外国人は自費）

紹介病院（外国人は自費）

到着の6時間前までに「MySOS」や「Visit Japan Web」の登録・申請

「ファストトラック」を利用することで、入国時の手続を簡略化できます。

- ・MySOS Webまたはアプリで「ワクチン3回接種証明書」または「出国前72時間以内の検査証明書」のいずれかの証明書を登録。審査終了後に画面が青色または緑色になっていれば、提示のみで検疫通過。
 - ・Visit Japan Webでは、MySOSの検疫に加え、パスポートなどの基本情報を登録すると、「入国審査」「税関申告」を追加可。登録後に発行されたQRコードの提示および読み取りのみで各所通過。
- ※Visit Japan Web利用可能空港：成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港、新千歳空港

Visit Japan Web

MySOS
(青または緑画面)

なし

検疫所で係員と対面登録

パソコンやスマホを持っていない、操作が苦手な場合は、到着空港の
検疫所で係員と対面による登録も可能です（時間を要する）

QRコードの提示

QRコードの提示

入国審査

税関申告

日本入国

- ・入国後、特定の検疫措置はありません。
- ・入国時検査（PCRまたは抗原定量検査）および自宅待機は免除
- ・公共交通機関の使用可
- ・マスク着用（屋外で距離がある場合など不要）、手指消毒、3密（密閉・密集・密接）を避けるなど感染防止策の徹底